

## 今後検討すべき論点について（ガバナンス関係） I

## 【審議項目】

地方公共団体が提供する行政サービス等の施策や事務が適切に実施されるために、

- ① 地方公共団体のガバナンスにおいて、議会、監査委員、長、住民は、それぞれどのような役割を果たすことが求められるか。
  - ・ 議会は意思決定機能や監視機能等の役割をどのように担うべきか。議会が住民の代表として適切に役割を果たすために必要なことは何か。

## (1) 基本的な認識

(議会を取り巻く環境)

- ・ 議会を取り巻く環境をどのように考えるか。
- ・ 地方分権改革の進展に伴い、これまで議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が積み重ねられており、議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきているのではないか。
- ・ 人口減少社会に的確に対応するため、リソースが限られる中で、合意形成が困難な課題が増大してくることから、民主的に合意形成を進めていく上で、議会の役割は重要ではないか。

(議会の現状と課題)

- ・ 議会をめぐる主な課題としてどのようなことが考えられるか。
- ・ 議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化しているのではないか。
- ・ 政務活動費の使途の問題等により、一部の議員の資質や活動に批判の目が向けられるとともに、議会のあり方が問われる等、議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっているのではないか。

(今後の方策の方向性)

- ・ 団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分に果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要があるのではないか。

## (2) 議会制度や議会運営のあり方

### (既存制度の積極的活用)

- これまで議会の権限や自由度の拡大に資するための改正が積み重ねられている既存の制度を積極的に活用すべきではないか。

### (議会招集のあり方)

- 議会の招集については長に専属する原則を維持しつつ、長が臨時会を招集しないときは議長が招集することができるよう法的措置が講じられるとともに、通年会期制の導入がなされ、議会側が必要と認めるときに随時の議会開催が可能となっているが、さらに対応すべき点があるか。

### (議決事件の対象の拡大)

- 議会が団体意思決定機能や政策形成機能を効果的に発揮するため、地方自治法第96条第2項に基づき、地方公共団体の基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めることも考えられるのではないか。

### (予算審議のあり方)

- 現在、予算については、長に提案権が専属し、議会が議決することとされ、議会には長の予算提案権を侵害しない範囲で修正が認められているが、さらに対応すべき点があるか。

### (決算審議の充実)

- 議会が監視機能を効果的に発揮するため、議会が決算認定をしなかった場合において、長が善後策等を講じたときはその旨を住民に公表する等、決算審議を通じた監視機能の充実・強化を図る仕組みを検討することも考えられるのではないか。

### (情報発信等の充実)

- ホームページ等を通じた議会情報の提供や議案等に対する住民の意見聴取等、ICTを積極的に活用しつつ情報発信等の充実を図っていくべきではないか。

### (議会活動の評価)

- 住民の信頼確保の観点から、議会活動の評価のあり方をどう考えるべきか。

(議会への住民参加)

- ・ 公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度等の積極的活用を通じて議会への住民参加の充実を図り、多様な民意を議会における審議・議決に反映していくことが重要ではないか。
- ・ 住民への報告や住民との意見交換の実施等、議場外での住民参加の取組を進めるべきではないか。

(団体の規模等に応じた議会のあり方)

- ・ 現行の議会制度は団体の規模を問わずに法律で一律に定めているが、団体規模に応じた議会のあり方についてどのように考えるか。

(小規模の団体における議会のあり方)

- ・ 特に、人口が著しく減少した団体等においては、議員数が少なく、議会事務局等の支援体制が小規模であること等により議会機能を十分に発揮することが難しい状況もあることから、住民参加により議会機能を補完する方向性もあるのではないか。
- ・ 議会事務局の共同設置は制度上認められているが、取組は進んでいない。小規模な団体で単独での事務局の充実が困難な場合等においては、どのように対応すべきか。

### (3) 議員に求められる役割

(議員の位置付け・役割の明確化)

- ・ 議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきとの意見があるが、法制化に伴う法的効果等を踏まえた必要性についてどのように考えるか。

(議員に対する支援機能の充実)

- ・ 議員がその職責を十分に果たすことができるよう、研修等の充実や、議会事務局職員の資質向上、議会図書室の機能向上等、議員の調査研究等に対する支援機能の充実が必要ではないか。

(議員活動の透明性の確保)

- ・ 政務活動費の使途の透明性の確保については、努力義務となっているが、政務活動費を含め議員活動についてより透明性を確保し、住民への説明責任をさらに果たすために必要な方策としてどのようなものが考えられるか。

#### (4) 幅広い人材の確保

(議員の多様性の確保)

- 議員の構成は女性の議員や60歳未満の議員の割合が極めて低い現状にあり、住民の多様な意見を反映するため、議員の多様性を確保する方策としてどのようなものが考えられるか。

(議員のなり手の確保)

- 議員のなり手不足を解消するための方策としてどのようなものが考えられるか。

(柔軟な議会開催等の工夫)

- 多様な人材が議員として活動することを容易にするため、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等、より柔軟な議会開催等の工夫が必要ではないか。